

郡山市告示第510号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

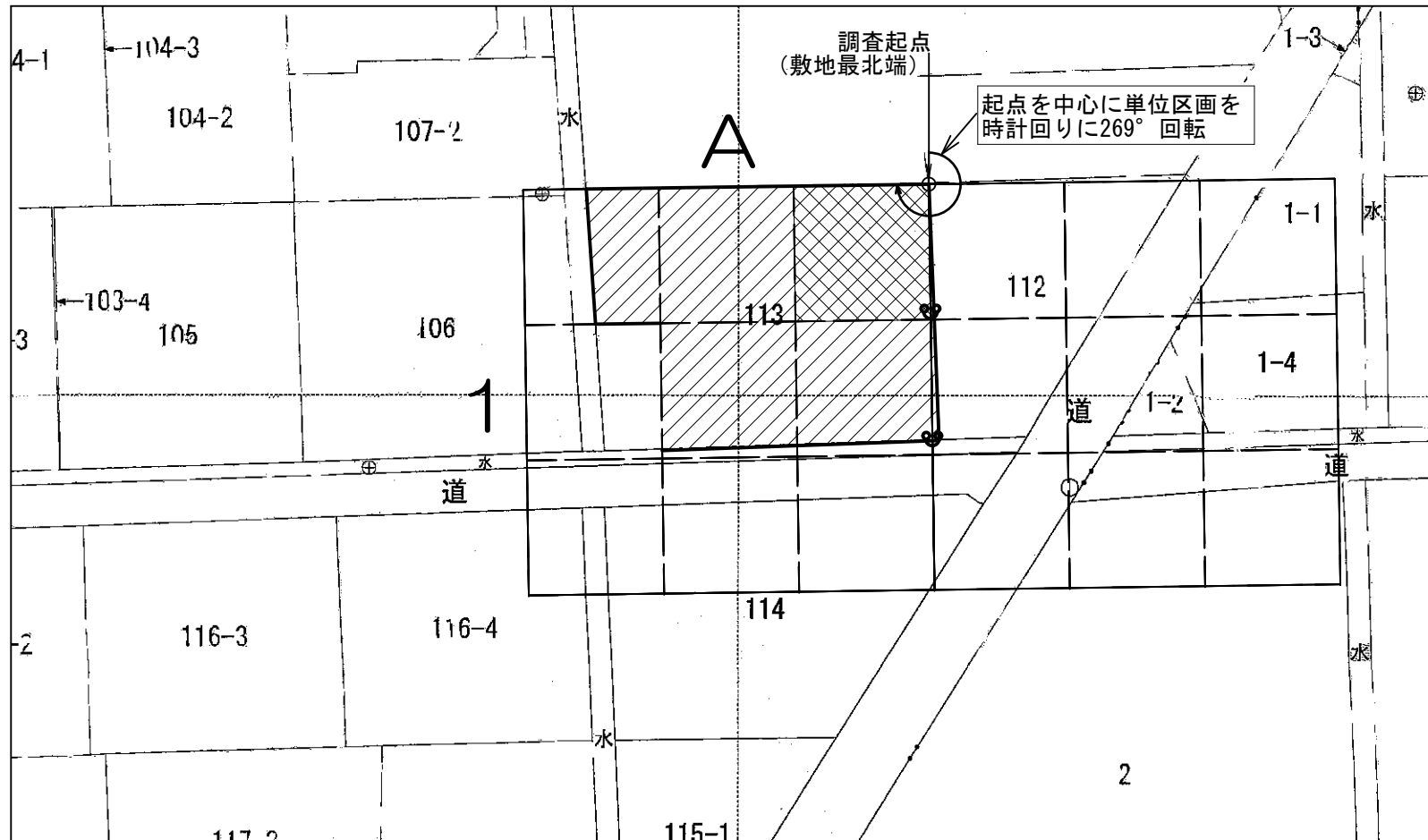
令和8年3月18日

郡山市長 椎根 健雄

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市富田町字向館113番の一部（別紙のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - （1）テトラクロロエチレン
 - （2）トリクロロエチレン

S = 1 : 500

敷地所在地 福島県郡山市富田町字向館113 面積A=473.30㎡



凡例



10m区画 (単位区画)



テトラクロロエチレンが第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地



30m区画



トリクロロエチレンが溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地